

入札に関する質問、回答

公告日: 令和8年6月3日 閲覧終了日: 令和8年7月14日

工事名: 県営水環境整備事業 みのう合所地区 令和8年度起工第1号 小水力発電設備製作据付工事

質 問		回 答	
①	水圧管鋼管の後発工事について 6月19日に追加された質問書に対する回答の中で、以下の記載がありました。 なお、水圧管鋼管については当該工事で製作を行うものであり、据付工事は別紙工程表にあるように後発工事で行うこととしてます。 また、別紙の工程表の中でも、水圧管鋼管は製作工事と据付工事が別項目であることを確認しています。 上記記載の「後発工事」とは、「県営水環境整備事業 みのう合所地区 令和8年度起工第1号 小水力発電設備製作据付工事」に水圧管鋼管の据付工事を含めず、別枠での契約・発注工事として実施することを指す認識でよろしいでしょうか。	①	そのとおりです。
②	付帯設備の見積項目について 「特記仕様書(設備編)7.付帯設備」の中では、排水ポンプ運転設備及びドアスイッチの品目が記載されていることを確認しております。 一方で、「工事費内訳書」には、他の付帯設備の品目とは異なり、機器単体費として計上する項目が見当たりませんでした。 つきましては、排水ポンプ運転設備及びドアスイッチ各1式について、工事費内訳書のどの項目に計上すべきかご教授願います。	②	排水ポンプは不要とします。よって、排水ポンプ関連は削除となります。 ドアスイッチは、「ケーブル類材料費」に記載しています。
③	提出書類の設計技術費について 「特記仕様書(設備編) 1.一般事項 7) 提出書類」の中では、単線接続図、据付基礎寸法図、機器配置図が記載されていることを確認しております。 一方で、「工事費内訳書」には、これらの提出書類作成に当たり設計技術費として計上する項目が見当たりませんでした。 つきましては、提出書類作成にあたっての設計技術費について、工事費内訳書のどの項目に計上すべきかご教授願います。	③	提出書類は、受注者で作成して頂きますが、当該工事では設計技術費の計上はありません。